

## 広告媒体に掲載しない広告の範囲及び表示内容に関する基準

この基準は、多治見市広告掲載取扱要綱第3条に基づき、多治見市が広告媒体に掲載しない広告の範囲及び表示内容に関する必要な事項を定める。

- 1 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- 2 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- 3 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
  - (2) 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- 4 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
  - (2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - (3) 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - (4) 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
  - (5) 青少年の人体、精神、教育に有害なもの